

## 議案第13号

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部  
改正について

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

令和6年2月20日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正  
する条例

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例  
第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第18号中「の間」の次に「（当該期間が業務の繁  
忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の  
全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、  
6月1日から10月31日までの間）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。